サーキット・ブレーカー制度について

2025年5月26日現在株式会社大阪取引所

項目	内 容	備考
1 取引の一時中断 措置 (1) 指数先物取引	・指数先物取引 (Mini 取引及び Micro 取引を除く。)の中心限月取引 (流動性が最も集中している限月取引として当社が指定する限月取引をいう。以下同じ。)において、呼値の制限値幅の上限 (又は下限)値段に買呼値 (又は売呼値)が提示された場合には、速やかに取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引 (Mini 取引及び Micro 取引を含む。)について10 分間以上一時中断を行う。	・指数先物取引の中心限月 取引は、日経 225 先物及 び TOPIX 先物について は、前取引日の立会の取 引高が最も多い限月取 引、日経平均・配当指数 先物については、1月から3月までは第3限月取 引、4月から12月まの他の 指数先物取引について は、直近限月取引とする。
	・ただし、次のaからdまでのいずれかに該当する場合は、取引の一時中断を行わないものとする。a 同一の取引日において、呼値の制限値幅の上限(又は下限)を2回拡大した後に、呼値の制限値幅の上限(又は下限)にて上記発動基準に該当した場合 b 日中立会又は夜間立会のレギュラー・セッション終了時の20分前以降に発動基準に該当した場合 c 過誤のある呼値が入力されたことにより発動基準に該当した場合 d 取引の状況等を勘案して、取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が判断した場合	・台湾加権指数先物取引はサーキット・ブレーカー制度の対象外。 ・日経平均VI先物及び日経平均・配当指数先物には、適用しない。
(2) 指数オプション 取引等	・指数先物取引について上記(1)により取引を一時中断した場合には、当該指数先物取引を中断している間、次のaからcまでの取引について、取引を一時中断する。 a 当該指数先物取引と対象指数が同一の指数オプション取引 b 当該指数先物取引における売付け又は買付けが成立することとなるストラテジー取引 c 当該指数先物取引及び上記aの指数オプション取引に係るJ-NET取引(コンプレッション取引を除く。)	

項目	内 容	備考
(3) 国債証券先物取引	・ 国債証券先物取引(現金決済先物取引を除く。)の中心限月取引において、呼値の制限値幅の上限(又は下限)値段に買呼値(又は売呼値)が提示された場合には、速やかに対象銘柄が当該中心限月取引と同一の国債証券先物取引(現金決済先物取引を含む。)について10分間以上一時中断を行う。	・ 国債証券先物取引の中心 限月取引は、長期国債先 物については前取引日の 立会の取引高が最も多い 限月取引、中期国債先物 及び超長期国債先物につ いては直近限月取引とす る。
	・ただし、次のaからdのいずれかに該当する場合は、 取引の一時中断を行わないものとする。 a 同一の取引日において、呼値の制限値幅の上限 (又は下限)を1回拡大した後に、呼値の制限値幅 の上限(又は下限)にて上記発動基準に該当した場合 b 午後立会又は夜間立会のレギュラー・セッション	
	終了時の20分前以降に上記発動基準に該当した場合 c 過誤のある呼値が入力されたことにより発動基準に該当した場合 d 取引の状況等を勘案して、取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が判断した場合	
(4) 国債証券先物オプション取引等	・国債証券先物取引について上記(3)により取引を一時中断した場合には、当該国債証券先物取引を中断している間、次の a から c までの取引について、取引を一時中断する。 a 当該国債証券先物取引と対象銘柄が同一の国債証券先物オプション取引 b 当該国債証券先物取引における売付け又は買付けが成立することとなるストラテジー取引 c 当該国債証券先物取引及び上記 a の国債証券先物オプション取引に係るJ-NET取引	
(5)金利先物取引	・金利先物取引の中心限月取引において、呼値の制限 値幅の上限(又は下限)値段に買呼値(又は売呼値) が提示された場合には、速やかに取引対象金融指標 が当該中心限月取引と同一の金利先物取引について 10分間以上一時中断を行う。	・ 金利先物取引の中心限月 取引は、第2限月取引と する。
	・ただし、次のaからdまでのいずれかに該当する場合は、取引の一時中断を行わないものとする。 a 同一の取引日において、呼値の制限値幅の上限(又は下限)を2回拡大した後に、呼値の制限値幅の上限(又は下限)にて上記発動基準に該当した場合 b 日中立会又は夜間立会のレギュラー・セッション終了時の20分前以降に発動基準に該当した場合 c 過誤のある呼値が入力されたことにより発動基準に該当した場合 d 取引の状況等を勘案して、取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が判断した場合	

項目	内 容	備考
(6) 商品先物取引	 商品先物取引(上海天然ゴム先物取引以外の現金 決済先物取引を除く。)の中心限月取引において、 呼値の制限値幅の上限(又は下限)値段に買呼値 (又は売呼値)が提示された場合には、速やかに 対象銘柄が当該中心限月取引と同一の商品先物 取引(現金決済先物取引を含む。)について10分間以上一時中断を行う。 ただし、次のaからdまでのいずれかに該当する場合は、取引の一時中断を行わないものとする。 a 同一の取引日において、呼値の制限値幅の上限 (又は下限)を2回拡大した後に、呼値の制限値幅の上限 (又は下限)にて上記発動基準に該当した場合 b 日中立会又は夜間立会のレギュラー・セッション 終了時の20分前以降に発動基準に該当した場合 c 過誤のある呼値が入力されたことにより発動基準に該当した場合 d 取引の状況等を勘案して、取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が判断した場合 	・上海天然ゴム先物取引を 除く商品先物取引の中心 限月取引は、原則、最期 先限月取引とする。 ・上海天然ゴム先物取引の 中心限月取引は、原則、 直近限月取引とする。 ・ゴム市場及び農産物市場 はサーキット・ブレーカ 一制度の対象外。
(7)商品先物オプション取引等	・商品先物取引について上記(5)により取引を一時中断した場合には、当該商品先物取引を中断している間、次のaからcまでの取引について、取引を一時中断する。 a 当該商品先物取引の価格を取引対象とする商品先物オプション取引 b 当該商品先物取引における売付け又は買付けが成立することとなるストラテジー取引 c 当該商品先物取引及び上記aの商品先物オプション取引に係るJ-NET取引	
2 取引の一時中断 措置に伴う呼値の 制限値幅の拡大 (1) 指数先物取引	・上記1(1)により取引を一時中断する場合には、取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引について、次のa及びbに定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。 a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限(又は下限)を拡大する場合呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第一次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。 b 当取引日において呼値の制限値幅の上限(又は下限)を1回拡大している場合呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第二次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。	

項目	内	容		備考
	・ 第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、 基準値段に次の比率を乗じて得るものとする。			
	区分	第一次拡大制限值幅	第二次拡大制限値幅	
	(a) 日経225 先物/日経 225mini/日経225マ イクロ先物/TOPIX先物/ミニTOPIX先物/ミニTOPIX先物/JPX日経400 先物 /JPXプライム150指数先物/RNP 先物/下のPIX Core30 先物/東証数 行業件が「アティルト をアノJPX 500 ESG スコア・ティルト がスコア・ディルトをリアがロ・物 が変先が「FTSE JPX パン を関係である。 第一次を表別でする。 第一次を表別である。 第一次を表別でする	12%	16%	
	(b) N Y ダウ先物	13%	20%	
	(c)FTSE中国50先物	15%	20%	
	(d)CME原油等指数先物	20%	30%	
	・日経平均VI先物及び日経平均・配当指数先物については、一の取引日における呼値の制限値幅の拡大回数を限定しない。通常、日経平均VI先物は5ポイント刻み、日経平均・配当指数先物については25円刻みで順次拡大する。			
(2) 指数オプション 取引	・上記1(2)により取引を一時中断する場合には、取引対象指数を同一とする指数オプション取引について、次のa及びbに定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。 a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限(又は下限)を拡大する場合呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第一次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。 b 当取引日において呼値の制限値幅の上限(又は下限)を1回拡大している場合呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第二次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。			
	・ 上記第一次拡大制限 幅は、それぞれ制限値			・ 指数オプション取引制限 値幅算定基準値は、所定

項目	内 容	備考
	に、指数オプション取引制限値幅算定基準値に 3%を乗じて得た値を加えて得るものとする。	の期間における対象指数 を同一とする指数先物取 引の中心限月取引に係る 毎取引日の基準値段の平 均値とする。
(3) 国債証券先物取引	・上記1(3)により取引を一時中断する場合には、対象 銘柄が当該中心限月取引と同一の国債証券先物取引 (現金決済先物取引を含む。)について、呼値の制限 値幅の上限(又は下限)について、所定の値幅を基準 値段に加減して得た値段に変更する。	・「所定の値幅」は、中期 国債先物及び長期国債先 物(現金決済先物取引を 含む。)については3円、 超長期国債先物について は6円とする。
(4) 国債証券先物オ プション取引	・上記1(4)により取引を一時中断する場合には、対象 銘柄が当該中心限月取引と同一の国債証券先物オプ ション取引について、呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、所定の値幅を基準値段に加減して得た 値段に変更する。	・ 「所定の値幅」は、長期 国債先物オプション取引 について3円とする。
(5) 金利先物取引	・上記1(5)により取引を一時中断する場合には、取引対象金融指標が当該中心限月取引と同一の金利先物取引について、次のa及びbに定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。 a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限(又は下限)を拡大する場合呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第一次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。 b 当取引日において呼値の制限値幅の上限(又は下限)を1回拡大している場合呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第二次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。	 「第一次拡大制限値幅」は 0.5 ポイントとする。 「第二次拡大制限値幅」は 0.75 ポイントとする。
(6)商品先物取引 (貴金属市場に限る。)	・上記1(6)により取引を一時中断する場合には、対象 銘柄が当該中心限月取引と同一の商品先物取引(現 金決済先物取引を含む。)について、次のa及びbに 定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。 a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限 (又は下限)を拡大する場合 呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、 第一次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た 値段に変更する。 b 当取引日において呼値の制限値幅の上限(又は下限)を1回拡大している場合 呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、 第二次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た 値段に変更する。	
	区分 第一次拡大 第二次拡大 制限值幅 制限值幅	

項目	内 容		備考	
	(a) 金標準先物/金ミニ 先物/金限日先物	10%	15%	
	(b) 白金標準先物/白金 ミニ先物/白金限日先物 /銀先物	20%	30%	
	(c)パラジウム先物	15%	20%	
(7) 商品先物オプション取引	・ 上記1(7)により取引を一時中断する場合には、対象銘柄が当該中心限月取引と同一の商品先物オプション取引について、次のa及びbに定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。 a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限(又は下限)を拡大する場合呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第一次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。 b 当取引日において呼値の制限値幅の上限(又は下限)を1回拡大している場合呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第二次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。 ・ 上記第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅			
	は、それぞれ制限値幅及び定の値幅を加えて得るも	び第一次拡大制		・ 「所定の値幅」は、150円 とする。
3 取引の再開	・ 上記1により取引が中断 の約定値段又は約定数値 る。			

以上